

# 会報

宮崎県建設業協会機関誌 No. 403号

Monthly Association Construction Industry NEWS

2008

5

May



(社)宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP:<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail:[info@miyazaki-kenkyo.or.jp](mailto:info@miyazaki-kenkyo.or.jp)

---

## 目 次

◇平成20年5月行事予定	1
◇平成20年6月上旬行事予定	2
◇県協会HP・会員専用サイト登載項目案内（4月分）	2
◇県協会 会員の動き	3
◇県 協 会	
1. 第1回常務理事会を開催	4
2. 6月1日から10日までは電波利用保護旬間です	5
◇雇用改善コーナー	
1. 平成20年度リーダー育成研修会開催の案内と研修生の募集	6
2. 平成21年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る 推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について	7
3. 公正な採用選考について	9
◇技 士 会	
1. 『監理技術者の講習会』の日程について	11
2. 平成20年度土木施工管理技術検定試験 2級学科試験受験準備講習会開催のご案内	11
◇建 退 共	
1. 「建退共Q & A事例集」について	12
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（3月分）	13
◇厚生年金基金	
1. 事業概況（3月分）	13
◇建 災 防	
1. 今年度新規に開催する教育（C P D S認定）について	14
◇火薬協会	
1. 火薬関係保安講習会の受講受付開始！	16
2. 火薬類関係資格試験の案内	17
◇保証会社	
1. 宮崎県内の前払保証・公共工事動向（3月分）	18
◇試験・研修等のご案内	
1. 平成20年度建設業経理検定試験のご案内	19
2. 平成20年度3・4級建設業経理事務士特別研修のご案内	23

## 平成20年5月行事予定表

日	曜	主催者	開催場所	内容
1	木	県協会・建産連・ダンプカー協会 土木施工管理技士会		
2	金			
3	土	憲法記念日	憲法記念日	憲法記念日
4	日	国民の休日	国民の休日	国民の休日
5	月	子供の日	子供の日	子供の日
6	火	振替休日	振替休日	振替休日
7	水			
8	木	宮崎県建設業協会常務理事会 土木施工管理技士会理事会	建災防理事会	組合審議委員会 火薬理事会
9	金			
10	土			
11	日			
12	月			
13	火		地山の掘削及び土止め支保工作業 主任者技能講習（15日まで木花）	
14	水	宮崎県建設業協会理事会 宮崎県ダンプカー協会理事会 1級土木受験準備講習会 (16日まで)	建災防通常代議員会	組合理事会 火薬代議員会
15	木		車両系建設機械（整地・掘削）運 転技能講習（17日まで清武）	
16	金		基金納入告知書発送	
17	土			
18	日			
19	月			
20	火		職長・安全衛生責任者教育 (21日まで延岡)	保証会社監査役会（大阪） 全国建設業協同組合連合会通常総 会（東京）
21	水	宮崎県建設業協会平成20年度表彰 式・第50回通常総会 監理技術者講習		組合通常総会
22	木		基金企業年金連合会九州地方協議会 定例総会及び講習会 (23日まで大分)	
23	金		不整地運搬車運転技能講習 (25日まで清武)	
24	土			
25	日			
26	月		基金企業年金連合会九州地方協議会 宮崎部会第1回連絡打合せ会・講 習会（宮崎）	
27	火			保証会社取締役会・監査役会 (大阪)
28	水		建災防本部理事会（東京）	火薬保安教育講習会（宮崎）
29	木	全国建設業協会通常総会（東京）	安全管理担当者（建築）のための リスクアセスメント教育（木花）	
30	金	全国技士会通常総会（東京）	車両系建設機械（解体用）運転技 能講習（清武） 基金全国総合厚生年金基金協議会 定期総会（大阪）	
31	土			

## 平成20年6月上旬行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンプカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	④			
2	月			
3	火	宮崎県ダンプカー協会総会 宮崎県建設産業団体連合会役員会議 宮崎県土木施工管理技士会総会	地山の掘削及び土止め支保工作業 主任者技能講習（5日まで都城）	
4	水			
5	木			
6	金	1級土木実力テスト（7日まで）	現場管理者統括管理講習（木花）	
7	土			
8	⑤			
9	月			
10	火	宮崎県建設産業団体連合会総会	足場の組立て等作業主任者技能講習（11日まで延岡）	

## 県協会ホームページ・会員専用サイト登載項目案内（4月分）

### 【ホームページ】

項目		所管	形式
1	宮崎県工事請負契約約款の一部改正について	宮 崎 県	HTML
2	土木設計業務等委託契約書の一部改正について	宮 崎 県	HTML
3	工事成績評定要領の改定について	宮 崎 県	HTML
4	農業土木工事施工管理基準及び規格値の改定について（H20.4改定）	宮 崎 県	HTML
5	電子入札・納品研修のご案内	宮崎県職業能力開発協会	P D F

### 【会員専用】

項目		所管	形式
1	建設工事事故防止のための重点対策の実施について	国 土 交 通 省	P D F
2	交通労働災害防止のためのガイドラインの改正について	厚 生 労 働 省	P D F
3	道路工事現場における標示施設等の設置について	宮 崎 県	P D F
4	工事現場における標示板の表示要領の一部改正について	宮 崎 県	P D F
5	国交省直轄工事における低入札調査基準価格の見直し（引上げ）について	国 土 交 通 省	P D F
6	公共事業労務費調査（H19.10調査）の実施報告について	国 土 交 通 省	P D F
7	宮崎県工事請負契約約款運用基準の一部改正について（新旧対照表）	宮 崎 県	P D F
8	県工事請負工事契約約款一部改正（遅延利息率改正）	宮 崎 県	P D F

上記文書をご覧になる場合は、予め会員の皆様方に通知しておりますID及びパスワードが必要となります。

当協会ホームページアドレスにつきましては、会報表紙をご覧ください。

## 県協会 会員の動き

(3月下旬～4月下旬)

### 【代表者、組織、所在地等】

地区(市)名	会社名	変更事項	変更前	変更後
宮崎	株 佐藤土木	代表者	佐藤重成	佐藤智祐
	株 鈴木産業	代表者	鈴木常男	鈴木剛
	株 戸敷開発	代表者	戸敷康行	戸敷泰士
	株NIPPOコーポレーション	代表者	山元美智夫	山崎正勝
	西光建設(株)	所在地	宮崎市松橋1丁目14番1号	宮崎市大字瓜生野字牟田 4184番地10 1F
		電話番号	0985-29-5681	0985-36-0985
		FAX番号	0985-29-5995	0985-36-0986
串間市	松浦建設(株)	代表者	松浦祥隆	河野義也
日向	株 三郎建設	商 号	(有)三郎建設	(株)三郎建設
延岡	岡田工業(株)	代表者	富山俊児	岡田孝仁
高千穂	同盟建設(株)	代表者	工藤悌亮	工藤哲二

### 【退会】

地区(市)名	会社名	代表者名
日南	石那田産業(有)	石那田紀雄
串間市	(有)松岡組	松岡丈夫
都城	株 浅井建設	浅井輝男
	(有)田上建設	田上富雄
小林	株 江藤建設	江藤洋則
	株 関組	田代雅文
	筑建設(株)	築純洋
	(有)山之口工務店	山之口淳一
東諸	国富建設(株)	岡本光徳
	日高建設(株)	日高正廣
西都	阿萬建設(株)	阿萬憲二
高鍋	株 橋口組	橋口俊介
日向	株 遠藤建設	遠藤隆司
	株 木村工務店	木村敏郎
	(有)黒原建設	黒原義範
	(有)新名建設	直野ひとみ
	株 山下技建	山下良孝
高千穂	佐藤建設(有)	佐藤公浩
建築	建築協会脱退 (61社退会)	

# 県協会

## 1. 第1回常務理事会を開催

平成20年度第1回常務理事会が平成20年4月10日、建設会館で開催された。児玉会長代行が、開会の挨拶を行い、引き続き議長として議事進行を行った。

議題については、

1. 建設雇用改善推進大会について
2. 日比友好親善協会植樹30周年記念式典の参加について
3. 新規会員加入について
4. 建設産業経営基盤強化支援事業について
5. 次回常務理事会の開催日時について
6. その他



議事については、上記5議題について審議が行われたが、主な審議については、以下のとおりである。

建設雇用改善推進大会については、独立行政法人雇用・能力開発機構から建設雇用改善に係る啓発事業を見直す通知があり、中央での雇用改善推進の集いを廃止し、建設業に働く若者からのメッセージについては中央も地方も廃止。県建設雇用改善推進大会の開催は地域の実情に応じた取扱いとなつたことを説明し、協議の結果、雇用改善推進大会の開催は廃止し、労働局長、知事表彰等については継続して実施することとなった。

新規会員加入については、延岡地区から東栄建設（株）代表取締役 小野年廣氏から加入申し込みがあり、協議の結果全会一致で承認された。ただし、現在の県協会の入会金については、次回常務理事会で審議することになった。

建設産業経営基盤強化支援事業については、昨年度途中から始まった事業を、本年度は拡大して、所要経費の1/2以内の上限100万円、全体補助金総額が3,000万円となることを説明し、申込期間を4月7日から5月30日にかけて行うことを報告した。

また、次回常務理事会の開催期日については、5月8日（木）午前10時からと決定された。

その他として、渡邊専務理事が4月8日にあった九州建設業協会会长会議の平成20年度におけるスケジュール等の報告を行い、閉会となった。

## 2. 6月1日から10日までは電波利用保護旬間です

総務省九州総合通信局では、電波利用保護旬間の期間中、電波を正しく利用していただくための広報活動及び不法無線局の取締りを強化しています。

電波は、テレビやラジオの放送や携帯電話などの身近なものから、飛行機や船、警察、消防・救急の無線などの社会や生活の安全に関わるものまで、暮らしのいたるところで使われています。

しかし、ルールを守らない不法な無線局によって、テレビやラジオの受信に障害を与えたり、携帯電話の通話を妨害するなど暮らしに悪影響を及ぼすだけでなく、警察、消防・防災行政無線など人命に関わる重要な無線に対する混信・妨害が発生するなど、私たちの生活をおびやかしています。

不法な無線局を開設したり運用したりすると、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金、また不法電波で公共の無線通信を妨害すると5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処せられます。

電波には免許が、無線機には技適マークが必要です。誰もが安心して利用できるようにするために、一人ひとりがルール（電波法）を守ってクリーンな電波環境を作りましょう。

一問合せ先

■九州総合通信局 <http://www.kbt.go.jp/>

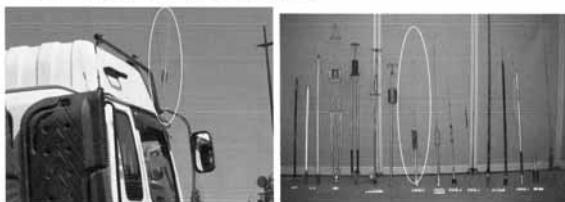
- 不法無線局、混信・妨害………TEL：096-368-8656
- 受信障害（テレビ・ラジオ）…TEL：096-326-7873
- 電波利用料……………TEL：096-326-7805
- その他行政相談……………TEL：096-326-7819



### 主な不法無線局

#### 不法市民ラジオ（不法CB）

一般に強力な空中線電力増幅器（ブースター）を接続しており、テレビ・ラジオ、一般加入電話等に混信妨害を与えます



不法に改造したパーソナル無線  
主に携帯電話等に混信・妨害を与えます

不法に改造したアマチュア無線  
主に、消防・救急無線、鉄道用無線等に  
混信・妨害を与えます

パーソナル無線は、免許が必要です



アマチュア無線は、無線従事者の資格と  
無線局の免許の両方が必要です



不法無線局を使うとどうなる？

1年以下の懲役、または100万円以下の  
罰金に処せられます

総務省 九州総合通信局

# 雇用改善コーナー

## 1. 平成20年度リーダー育成研修会開催の案内と研修生の募集 「建設業を担うリーダー育成研修会」

建設産業の経営環境は、国並びに地方公共団体の公共事業投資が急速に減少してきているため大変厳しい状況にあります。各企業は、今まで以上に経営体质の強化に取組む必要性が高まっていると同時に、他方では、急速に進展するIT化（情報通信技術）への対応をはじめ、多様化する入札制度や品質管理の強化等の制度改革に対しても的確に対応していくかなければなりません。

また、少子・高齢化社会が進む中で、若年建設労働者の確保や賃金体系の整備等福利厚生等の充実・強化にも長期的展望に立って取組んでいく必要があります。

当研修は、労働安全衛生管理、決算書の見方や活用の仕方等の講話、建設業の現状や将来の展望などについての県幹部との意見交換等、会社経営の指針となるような内容の研修を盛りだくさん計画していますので奮ってご応募ください。

[主 催 者] (社) 宮崎県建設業協会、独立行政法人 雇用・能力開発機構宮崎センター

[協 力] 宮崎県建設業協会青年部連合会、各地区（市）建設業協会

[開 催 月] 平成20年6月から平成20年11月まで（6回、6テーマ）

[開催場所] ①独立行政法人 雇用・能力開発機構宮崎センター「研修室」  
宮崎市大字恒久4241 TEL 0985-51-1513

②宮崎県建設会館 5階会議室

[対 象 者] 宮崎県建設業協会会員企業に属し、かつ宮崎県建設業青年部に所属する会員とする

[定 員] 20名以内

[受 講 料] 無 料

[申込方法] 受講希望者は、所属する地区（市）建設業協会の事務局に申し込んで下さい

[受講決定通知] 定員確定後、受講決定通知書を交付します

[研修項目]

- |   |       |
|---|-------|
| (1) 開講式・企業における労働安全衛生管理                        | (6月)  |
| (2) 会社決算書の見方と活用                               | (7月)  |
| (3) 座談会（県土木部幹部を迎えて…建設業として取組むべきこと）             | (8月)  |
| (4) 最近の労働法制の動きと賃金制度等                          | (9月)  |
| (5) 異業種現場見学会（宮崎県産業廃棄物総合処理センター、みやざきテクノフェア、見学等） | (10月) |
| (6) 講話「宮崎県の経済状況と今後の展望」（未定）                    | (11月) |
| (7) 閉講式                                       | (11月) |

\*申込みは、地区（市）協会事務局にご相談下さい

\*宮崎県入札参加資格審査（格付）の加点対象です

明るい職場 誇れる仕事 建設雇用改善

## 2. 平成21年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について

文部科学省初等中等教育局長

金森越哉

厚生労働省職業安定局長

太田俊明

新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新規中学校及び高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、平成19年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、平成20年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

については、貴団体におかれましても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底を図られるよう格別の御配慮をお願い申し上げます。

新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適性、能力等を中心としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないよう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の考慮がなされるよう御配慮願います。

なお、新規大学等卒業者に係る採用選考が早期化しているところですが、それにより、新規中学校卒業者（中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）及び新規高等学校卒業者（新規中等教育学校卒業者を含む。以下同じ。）の就職機会に影響が及ばないよう配慮するとともに、その採用枠の拡大について格段の御配意をお願いするところであります。

### 記

#### 第1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等

##### 1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

(1) 新規中学校卒業者の推薦及び選考開始期日については、平成21年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、平成20年12月1日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）、島根県（松江公共職業安定所西郷出張所管内の地域に限る。）

(2) 新規高等学校卒業者の推薦開始期日については、推薦文書の到達が平成20年9月5日（沖縄県については平成20年8月30日）以降となるようにすること。

(3) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、平成20年9月16日以降とすること。

(4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

##### 2 求人申込みの手続き等

(1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条又は第33条の2の規定に基づいて、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込み

を行う場合においても、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人票を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の確認（確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとすること。

- (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務の的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理は、平成20年6月20日から開始するものとすること。

(イ) 安定所の他安定所への求人連絡は、平成20年7月1日以降開始するものとすること。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、平成20年6月20日から開始するものとすること。

(イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、平成20年7月1日から開始するものとすること。

(ウ) 学校における求人申込みの受理は、平成20年7月1日以降開始するものとすること。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、平成20年7月1日以降に行うこと。

- (3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとすること。

3 就業開始期日

- (1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条の規定により平成21年4月1日以降とすること。

- (2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は卒業年の前年の7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとすること。

- (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものないこと。

- (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の受付番号を掲載すること。

- (3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第1の1(2)から(4)の取扱いと同様であること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

### 3. 公正な採用選考について

#### 採用選考時に配慮すべき事項 ～就職差別につながるおそれがある14事項～

次の①～⑪の事項について、応募用紙（エントリーシートを含む）に記載させる・面接時において尋ねる・作文を課すなどによって把握することや、⑫～⑯を実施することは、就職差別につながるおそれがあります。

##### 本人に責任のない事項の把握

- ① 本籍・出生地に関すること
- ② 家族に関すること（職業・続柄・健康・地位・学歴・収入・資産など）
- ③ 住宅状況に関すること（間取り・部屋数・住宅の種類・近隣の施設など）
- ④ 生活環境・家庭環境などに関すること

##### 本来自由であるべき事項（思想信条にかかわること）の把握

- ⑤ 宗教に関すること
- ⑥ 支持政党に関すること
- ⑦ 人生観・生活信条などに関すること
- ⑧ 尊敬する人物に関すること
- ⑨ 思想に関すること
- ⑩ 労働組合・学生運動など社会運動に関すること
- ⑪ 購読新聞・雑誌・愛読書などに関すること

##### 採用選考の方法

- ⑫ 身元調査などの実施
- ⑬ 全国高等学校統一応募用紙・JIS規格の履歴書（様式例）に基づかない事項を含んだ応募書類（社用紙）の使用
- ⑭ 合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断の実施

（注1）戸籍謄（抄）本や本籍が記載された住民票（写し）を提出させることは、①の事項の把握に該当することになります。

（注2）現住所の略図等を提出させることは、③④などの事項を把握したり、⑫の身元調査につながる可能性があります。

（注3）⑭は、通常、採用選考時において合理的・客観的に必要性が認められない健康診断書を提出させることを意味します。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク（公共職業安定所）

明るい職場 誇れる仕事 建設雇用改善

---

**採用選考に当たっては、次の2点を基本的な考え方として実施することが大切です。**

「人を人として見る」人権尊重の精神、すなわち応募者の基本的人権を尊重する  
応募者の適性・能力のみを基準として採用選考を行う

- ★ 公正な採用選考を行うためには、応募者本人が職務遂行上必要な適性や能力をもっているかどうかを採用基準とし、適性・能力に関係ない事由（前頁の①～⑪の事項など）を採用基準としないようにする必要があります。

**本籍・家族・思想信条などの適性・能力に関係ない事項は、把握すること自体が、就職差別につながるおそれがあります。**

- ★ 適性・能力に関係のない事項（前頁の①～⑪の事項など）は、それを採用基準としないつもりでも、応募用紙に記載させたり面接時において尋ねたりすれば、その内容は結果としてどうしても採否決定に影響を与えることとなり、就職差別につながるおそれがあります。
- ★ また、それらの事項を尋ねられたくない応募者に対して精神的な圧迫や苦痛を与えたり、そのために本人が面接で実力を発揮できなかったりする場合があり、結果としてその人を排除することにもなります。

**特に、応募用紙（エントリーシートを含む）と面接場面に注意しましょう。**

- ★ 応募用紙・エントリーシート（インターネットによる応募入力画面）や、面接場面では、応募者からさまざまなことがらを把握することになりますが、特にこの段階において適性・能力に関係のない事項を記入・入力させたり、尋ねたりすることのないよう注意しましょう。
- ★ このため、応募用紙については、新規高卒予定者の場合は「全国高等学校統一応募用紙」を用います。その他の場合は、適性・能力に関係のない事項を含まない応募用紙（注）やエントリーシートを用います。  
(注：新規大卒等予定者の場合は「新規大学等卒業予定者用標準的事項の参考例」に基づいた応募用紙など。一般的な場合はJIS規格の履歴書（様式例）など。)
- ★ また、応募者等から、戸籍謄（抄）本、住民票の写し、現住所の略図等、合理的・客観的に必要性が認められない健康診断書などの提出を求めないようにしましょう。

**身元調査は、意図しなくても、差別の原因となるおそれのある事項が把握されることとなり、就職差別につながるおそれがあります。**

# 技 士 会

## 1. 『監理技術者の講習会』の日程について

建設業法の一部改正により、平成16年3月1日より講習を受講しなくても「監理技術者資格者証」が更新のみで交付されるようになりました。(但し、公共事業を施工される方は今までどおり受講しなければなりません)

平成20年度も昨年に引き続き宮崎県土木施工管理技士会主催で下記のとおり4回開催いたしますので、自分の都合のいい日に受講してください。

日 程	会 場
① 平成20年5月21日(水)	「宮崎県職業能力開発協会」 宮崎市 学園木花台
② 平成20年8月8日(金)	「 ノ 」 ノ
③ 平成20年11月26日(水)	「 ノ 」 ノ
④ 平成21年2月6日(金)	「 ノ 」 ノ

### 監理技術者とは

発注者から直接工事を請け負い、そのうち3,000万円以上を下請け契約して工事を施工する場合は、「監理技術者」を工事現場に置かなければなりません。

平成20年4月1日から建設業法施行規則の施行に伴い、経営事項審査での監理技術者講習会受講者には、「6点」加点されるなど、監理技術者を対象とした優遇評価や技術力評価に向けた法改正が出ております。また、Z(技術力評価)における技術者の重複カウントは一人あたり2業種までに制限されるほか1級技術者のうち未受講者は「5点」と2段階で評価されるようになりました。

## 2. 平成20年度土木施工管理技術検定試験2級学科試験受験準備講習会開催のご案内

最近の建設工事は規模も構造も大型化、複雑化し、また監理技術者の専任制が強化されていることなどにより多くの資格者を保有することが企業にとっても大切なことがあります。

土木施工管理技士の国家資格取得を目指す技術者、皆様のために2級土木施工管理技術検定試験の受験講習会を今年度も『技士会』主催・県建設業協会のご後援により開催することになりました。

その準備といたしまして、下記のとおり講習会を計画いたしましたので多数ご参加されますようご案内します。

なお、日程等につきましては下記のとおりですので、準備方お願い致します。

日 程	平成20年7月23日(水)～平成20年7月25日(金) …… 1回目 平成20年7月29日(火)～平成20年7月31日(木) …… 2回目
場 所	宮崎市橘通東2丁目9番19号 宮崎県建設会館
問 合 わせ	宮崎県土木施工管理技士会 0985-31-4696

**技術は会社の顔である。開発に終わりはない。ひとつ完成すると開発が待っている。**

# 建退共

## 1. 「建退共Q&A事例集」について

(共済証紙の現物交付関係)

Q 7 元請が下請へ現物交付を行う根拠は何ですか。

A 元請が工事を請け負って、これを下請業者に請け負わせて施工させる場合には、「元請事業主による建退共制度関係事務受託処理要領」に基づいて、元請が工事に必要な加入労働者の掛金に相当する金額の共済証紙をまとめて買い、その現物を下請の延べ労働者に応じて交付することとなっております。

Q 8 請け負った工事に関わる関連の下請業者に、建退共制度に加入するよう、元請が指導することを発注者から要請される理由は何ですか。

A 請け負った工事の元請から最後の下請まで、共済証紙の現物交付が円滑に行われるようするためです。

(説明)

大多数の工事では、元請企業が一括して工事を受注し、これを下請におろして施工します。

建退共では、その際に、その工事に携わった関連の下請で働く労働者まで、確実に共済証紙が貼られるようにするため、元請事業主に、工事に必要な加入労働者の掛金に相当する金額で、共済証紙をまとめて購入し、その証紙の現物を、下請の延べ労働者に応じて交付することをお願いしています。

共済証紙の現物交付は、元請から、一次、二次と、最後の下請まで共済証紙を交付して行きますが、その間に、建退共制度に加入していない下請があると、証紙はそこから下の下請には交付されないこともあります。

そこで、建退共では、発注者を通じて、工事を受注した元請事業主に対して、自社の下請で建退共に加入していない下請には、建退共に加入するよう指導していただいております。

Q 9 民間工事でも下請は元請から共済証紙の現物交付を受けられますか。

A 元請から共済証紙が交付されない場合は、下請が自社で購入します。

(説明)

建退共制度では、制度の履行の徹底を図るため、公共工事・民間工事を問わず、共済証紙の現物交付を行うよう元請業者にお願いしております。

公共工事の場合は、発注者から元請に対して、証紙の一括購入と下請への現物交付を指導していただいておりますので、下請分まで含めた証紙の現物が交付されます。

民間工事の場合には、下請代金に建退共制度の掛金相当額が算入済みと見なされる場合が多く、証紙の現物交付は行われないことが多いと思われます。

このため、元請から証紙が交付されない場合には、下請が自社で購入していただくこととなります。

★ 建退共全員加入で明るい職場（加入率のアップ）★

★ お疲れさまに貼る1枚（手帳更新率アップ）★

## 2. 建退共宮崎県支部取扱状況（3月分）

建退共宮崎県支部

区分 月別	共済 契約者数	被共済者数
2月末計	社 3,488	名 48,397
加入	6	185
脱退	31	173
3月末計	3,463	48,409

区分 月別	手帳更新 状況	退職金支給状況		掛金収納状況 (2月分)
前年度累計	冊 344,311	件 35,200	千円 19,041,631	千円 108,905,966
当月分	782	160	116,930	52,844
本年度分	10,839	2,394	1,962,494	707,678
累計	355,150	37,594	21,004,125	109,613,644

注：掛金収納額は20.2月分を表す

## 厚生年金基金

### 1. 事業概況（3月分）

#### 1. 適用

（平成20年3月末現在）

設立事業所数	加入員数		
	男	女	計
389社	4,532人	748人	5,280人

#### 2. 給付

##### 裁定状況

（平成20年3月末現在）

	当月分		年度累計	
	件数	金額	件数	金額
第1種退職年金	11	5,897,500	94	44,683,600
第2種退職年金	20	5,269,800	214	49,267,000
選択一時金	5	3,766,400	114	66,588,800
脱退一時金	19	2,967,800	394	45,851,100
遺族一時金	0	0	10	3,642,400

#### 3. 年金経理（保有資産・時価）

（平成20年3月末現在）

信託資産	16,212,237,696 円
合計	16,212,237,696 円

注：時価である

# 建 災 防

## 1. 今年度新規に開催する教育（C P D S認定）について

### 安全管理担当者（土木・建築・設備）のための リスクアセスメント教育のご案内

宮崎労働局登録番号 第2号  
建設業労働災害防止協会宮崎県支部  
〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19（宮崎県建設会館4階）  
TEL 0985-20-8610 FAX 0985-20-8504  
ホームページ <http://www.kensaibou-miyazaki.jp>

平成19年、厚生労働省から示された「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」では、総括安全衛生管理者等がリスクアセスメントの実施を統括管理し、安全管理者等がリスクアセスメントの実施を管理することとされている。また、リスクアセスメントの実施時期として、工事の施工計画策定期に実施することが望ましいとしている。そのため、工事の安全関係の管理者が、リスクアセスメント実施の管理・監督をいかに効果的に行うかがリスクアセスメントを成功に導く重要な要素となっています。

「安全管理担当者（土木・建築・設備）のためのリスクアセスメント」研修は、これらの管理者に対して、リスクアセスメントの実施を管理するうえで、必要な知識を付与するもので、リスク判定標準モデルの活用能力の習得による実践的能力をあわせて身に付けてもらうことを目指しています。

本教育は平成20年度から新規に開催されるもので、平成12年9月14日付け基発第577号（労働安全衛生マネジメントシステム普及促進事業について）の別添3に定める「リスクアセスメント担当者研修」に適合しており、「安全管理者選任時研修」の科目「危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等」の免除要件のひとつになります。

なお、本教育についても事前に「C P D S認定講習」として当支部で申請いたしました。

#### 1. 対象事業種

建設業

#### 2. 教育の対象者

建設工事現場（土木・建築・設備）の安全関係の管理者（総括安全衛生責任者（作業所長等）、元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理者、作業所工事主任クラス及び建設企業において施工要領書等の作成においてリスクアセスメントに携わる管理者とします。

#### 3. 講習科目・講習時間

講習科目	講習時間
1. リスクアセスメントの目的と意義	1時間
2. リスクアセスメントの進め方	3時間
3. 演習	2時間
4. リスクアセスメントと建設業労働安全衛生マネジメントシステム	30分
合計	6時間30分

#### 4. 開催日時・場所

##### (1) 土木関係の安全管理担当者

講習日時	CPDS登録番号	講習会場
平成20年7月22日(火)	22917	宮崎県職業能力開発協会(宮崎市学園木花台西2-4-3)
平成20年8月26日(火)	22918	都城地区建設業協会(都城市木原町26街区13号)
平成20年8月27日(水)	22919	延岡地区建設業協会(延岡市愛宕町2丁目32番地)
平成20年12月17日(水)	22920	宮崎県職業能力開発協会(宮崎市学園木花台西2-4-3)
平成21年1月27日(火)	22921	延岡地区建設業協会(延岡市愛宕町2丁目32番地)
平成21年2月3日(火)	22922	都城地区建設業協会(都城市木原町26街区13号)

##### (2) 建築関係の安全管理担当者

講習日時	CPDS登録番号	講習会場
平成20年5月29日(木)	19095	宮崎県職業能力開発協会(宮崎市学園木花台西2-4-3)
平成20年12月1日(月)	22925	宮崎県職業能力開発協会(宮崎市学園木花台西2-4-3)
平成21年2月17日(火)	22924	延岡地区建設業協会(延岡市愛宕町2丁目32番地)

##### (3) 設備関係の安全管理担当者

講習日時	CPDS登録番号	講習会場
平成20年11月14日(金)	22923	宮崎県職業能力開発協会(宮崎市学園木花台西2-4-3)
平成21年1月8日(木)	22916	宮崎県職業能力開発協会(宮崎市学園木花台西2-4-3)

\* 各会場とも、午前8時30分受付 9時開講です。

\* 各会場駐車場有

#### 5. 受講料

- ①会員 5,800円
- ②非会員 6,800円
- ③テキスト代 3,500円(税込)

#### 6. 修了証

全科目修了者には修了証を交付します。

#### 7. 受講手続き

- (1) 所定の「申込書」(当支部または各地区的建設業協会に用意してあります)に必要事項を記入の上、受講料を添えてお申し込み下さい。(FAX可)  
なお、ホームページに記載しております「申込書」をご利用頂くことも可能です。  
受講料を銀行振込みされる場合は、建設業労働災害防止協会宮崎県支部の口座  
(宮崎銀行 県庁支店 普通預金1277095)に振り込んでください。
- (2) 受付は申し込み順とし、定員になり次第締め切ります。
- (3) 欠席された場合、受講料金は返還致しません。
- (4) テキストは、受付会場でお渡しします。
- (5) 記入された氏名、生年月日等は、他の目的には使用いたしません。
- (6) 受講者の交替は、認めます。

# 火薬協会

## 1. 火薬関係保安講習会の受講受付開始！

平成20年の保安講習会を下記のとおり開催いたします。早めに申込を行ってください。

会場の定員を越えたときは、他の会場に変更になることがあります。

今一度、保安手帳の次回受講期限年月日を確認してください。

月 日	曜	会 場	講 習 会 種 別	定員
5月28日	水	宮崎県建設会館	再教育・責任者・従事者	80名
6月17日	火	延岡地区建設業協会	責任者・従事者	120名
24日	火	小林地区建設業協会	責任者・従事者	80名
7月17日	木	宮崎県建設会館	受験者対象養成講習（火薬学）	40名
18日	金	宮崎県建設会館	受験者対象養成講習（法 令）	40名
24日	木	日向地区建設業協会	責任者・従事者	120名
30日	水	日南地区建設業協会	責任者・従事者	80名
8月7日	木	西都地区建設業協会	責任者・従事者	110名
28日	木	都城地区建設業協会	責任者・従事者	120名
9月11日	木	宮崎県建設会館	再・責任者・従事者・総合	80名
17日	水	日向地区建設業協会	責任者・従事者	120名
30日	火	高千穂地区建設業協会	責任者・従事者	120名
10月15日	水	高鍋地区建設業協会	責任者・従事者	90名
12月11日	木	宮崎県建設会館	再・責任者・従事者・総合	80名

### ※ 講習時間

- ・ 再教育講習 10：00～17：00
- ・ 責任者保安教育講習 13：00～17：00
- ・ 従事者保安教育講習 13：00～16：00
- ・ 受験者対象養成講習 09：00～16：30

※ 受験者対象養成講習は、宮崎市でのみの開催です。

※ 講習会受講申込をされますと、講習会の1週間前ころに受講番号をお知らせしますので、受講票に記入し保安手帳と共に当日受付に提出してください。

無災害 知識と技術と 正しい管理

## 2. 火薬類関係資格試験の案内

火薬類取締法31条第3項に基づく火薬類製造・取扱保安責任者試験の本年度の知事試験は、次のとおり実施いたします。

### 1 試験の種類（三種類）

- ・ 甲種火薬類取扱保安責任者試験と乙種火薬類取扱保安責任者試験
- ・ 丙種火薬類製造保安責任者試験

### 2 試験日・場所

日 時 平成20年8月24日（日曜日）

甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験は、午後1時から午後3時まで

丙種火薬類製造保安責任者試験は、午後1時から午後3時30分まで

場 所 宮崎試験場 宮崎大学工学部 講義室（予定 申請中）

### 3 願書受付期間

平成20年6月24日（火）から平成20年7月3日（木）まで

郵送による場合は、7月3日（木）の消印のあるものまで有効です。

### 4 受験資格

学歴、経験の有無を問いません。

### 5 試験課目

(1) 甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験は、次の2科目です。

- ① 火薬類取締りに関する法令
- ② 一般火薬学

(2) 丙種火薬類製造保安責任者試験は、次の5科目です。

- ① 火薬類取締りに関する法令
- ② 信号焰管、信号火せん又は煙火（原料用火薬及び爆薬を含む）製造工場保管理技術
- ③ 信号焰管、信号火せん又は煙火（原料用火薬及び爆薬を含む）製造方法
- ④ 火薬類性能試験方法
- ⑤ 一般教養科目

### 6 提出書類

(1) 受験願書

(2) 受験票（郵便はがき）及び受験票控

(3) 写真 受験票控に貼付する。

(4) 住民票抄本（受験者本人のもの）出願前3か月以内に市区町村長から交付を受けたもの、本籍の記載は必要ありません。

(5) 試験免除、一部免除者は、免除に必要な資格証明の文書。

### 7 その他詳細は、火薬保安協会に問い合わせてください。

問合せ先 宮崎県火薬保安協会 0985-25-4678

**なくそう ふせごう 火薬事故 未然に防ぐ再チェック**

# 保証会社

## 1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（3月分）

西日本建設業保証㈱  
宮 崎 支 店

### I. 全般の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率
平成19年度	410	▲18.0%	24,535	32.5%	5,731	▲11.9%	169,054	▲8.3%
平成18年度	500	▲70.2%	18,512	▲59.3%	6,504	▲22.0%	184,400	▲11.0%
平成17年度	1,678	24.9%	45,508	43.1%	8,335	5.2%	207,100	▲4.5%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

### II. 発注者別の状況

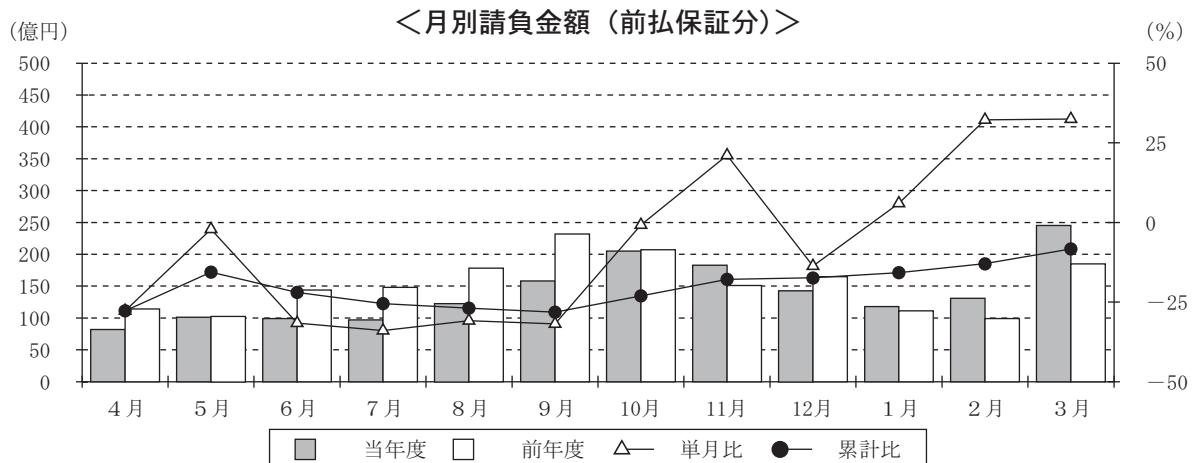
(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
国	89	12,472	83.0%	50.8%	532	46,162	▲0.3%	27.3%
独立行政法人等	1	6	▲98.7%	0.0%	52	10,080	▲8.1%	6.0%
県	212	4,953	▲42.6%	20.2%	2,161	54,429	▲21.4%	32.2%
市町村	104	5,495	109.7%	22.4%	2,930	53,739	▲4.9%	31.8%
その他の	4	1,607	—	6.6%	56	4,642	243.9%	2.7%
計	410	24,535	32.5%	100.0%	5,731	169,054	▲8.3%	100.0%

### III. 地区別の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
宮 崎	77	5,439	57.7%	22.2%	1,257	37,490	▲13.5%	22.2%
高 岡	5	91	▲70.6%	0.4%	163	3,458	▲12.4%	2.0%
西 都	11	177	▲28.0%	0.7%	231	4,019	▲43.6%	2.4%
高 鍋	30	1,062	27.8%	4.3%	243	10,752	▲10.1%	6.3%
日 南	22	4,300	66.9%	17.5%	358	12,374	▲6.9%	7.3%
串 間	11	403	▲18.5%	1.6%	213	4,582	41.1%	2.7%
都 城	41	814	▲10.7%	3.3%	700	19,396	11.7%	11.5%
小 林	27	3,959	258.7%	16.2%	440	12,271	▲1.9%	7.3%
日 向	77	2,184	▲48.1%	8.9%	939	24,193	▲24.9%	14.3%
延 岡	56	4,660	33.6%	19.0%	679	32,242	17.0%	19.1%
西 臼 斧	53	1,442	62.6%	5.9%	508	8,272	▲29.9%	4.9%
計	410	24,535	32.5%	100.0%	5,731	169,054	▲8.3%	100.0%



# 試験・研修等のご案内

## 1. 平成20年度建設業経理検定試験のご案内

当振興基金では、従来より建設業会計の知識習得を目的とした建設業経理検定試験を実施しています。平成18年4月に法令が改正されたことにより、建設業法施行規則第18条の3に規定する国土交通大臣の登録経理試験制度が創設され、当基金が行う1級及び2級の検定試験は「建設業経理士検定試験」として年2回実施しています。3級及び4級の検定試験は、当基金独自の資格試験として、従来通り「建設業経理事務士検定試験」として年1回実施しています。

なお、平成20年4月より実施されている新しい経営事項審査における「公認会計士等数」については、従来通り1級及び2級建設業経理士（1級及び2級建設業経理事務士含む）が評価されています。また、上記の評価に加え、1級建設業経理士（1級経理事務士含む）については新たに設定された「監査の受審状況」において、社内の経理実務責任者として自主監査する場合に評価の対象とされることになりました。建設業界において大変意義深い資格試験でございますので、是非この機会にお申し込みいただきますようお願いいたします。

### 1. 試験日程

#### (1) 上期試験：第4回建設業経理士検定試験（1級・2級）

受験申込受付期間 平成20年5月15日（木）～5月31日（土）〔消印有効〕

※申込書の配布期間：平成20年4月28日（月）～5月30日（金）

試験日 平成20年9月7日（日）

合格発表日 平成20年11月10日（月）

#### (2) 下期試験：第5回建設業経理士検定試験（1級・2級）

#### 第28回建設業経理事務士検定試験（3級・4級）

受験申込受付期間 平成20年11月10日（月）～11月30日（日）〔消印有効〕

※申込書の配布期間：平成20年10月27日（月）～11月28日（金）

試験日 平成21年3月8日（日）

合格発表日 平成21年5月11日（月）

### 2. 受験資格

どなたでも、希望の級を受験することができます。

### 3. 試験の内容及び程度

各試験級の内容と程度は下表のとおりです。なお、1級は原価計算、財務諸表、財務分析の3科目から成る科目合格制をとっており、有効期限内に3科目全てに合格すると1級資格者となります。

級別	内 容	程 度
1級	建設業原価計算、財務諸表論及び財務分析	上級の建設業簿記、建設業原価計算及び会計学を修得し、会社法その他会計に関する法規を理解しており、建設業の財務諸表の作成及びそれに基づく経営分析が行えること。
2級	建設業の簿記・原価計算及び会社会計	実践的な建設業簿記、基礎的な建設業原価計算を修得し、決算等に関する実務を行えること。
3級	建設業の簿記・原価計算	基礎的な建設業簿記の原理及び記帳並びに初步的な建設業原価計算を理解しており、決算等に関する初步的な実務を行えること。
4級	簿記のしくみ	初步的な建設業簿記を理解していること。

#### 4. 試験日の時間割・試験時間等

試験日の時間割・試験時間・出題数は本年度より下表の通りになりました。試験の時間割・開始時刻等は上期試験と下期試験で異なりますのでご注意ください。

##### 【上期】

時間割	1時限目	2時限目	3時限目
試験級 (試験時間・出題数)	1級財務諸表 (9:30~11:00・5題)	1級財務分析 (12:00~13:30・5題)	1級原価計算 (14:10~15:40・5題)
	—	2級 (12:00~14:00・5題)	—

※3級・4級は特別研修にて募集しています。

##### 【下期】

時間割	1時限目	2時限目	3時限目
試験級 (試験時間・出題数)	1級財務諸表 (9:30~11:00・5題)	1級財務分析 (12:00~13:30・5題)	1級原価計算 (14:10~16:10・5題)
	4級 (9:30~11:00・4題)	3級 (12:00~14:00・5題)	2級 (14:40~16:40・5題)

#### 5. 複数受験

1級は、1科目受験のほか、2科目または3科目の受験が可能です。また、「2級と3級」、「3級と4級」の組み合わせによる受験も可能ですが、これ以外の組み合わせによる複数受験（例えば1級各科目と2級の組み合わせ）はできません。

なお、複数の級・科目をお申し込みされる場合でも、申込書は1枚でお申し込みできます。

#### 6. 試験地

全国主要都市で実施します。

#### 7. 受験料（消費税込）

1級（1科目）	7,200円	1級（2科目）	10,300円
1級（3科目）	13,300円	2級	6,100円
3級	5,100円	4級	4,100円
2級・3級	11,200円	3級・4級	9,200円

※上記受験料のほか、「受験申込書」を入手されて申し込みされる場合は、申込書代として300円（消費税込）が必要となります。また、インターネットで申し込みされる場合は、申込書代は不要ですが、決済手数料として300円（消費税込）が必要です。

#### 8. 申込方法

検定試験の申し込みは、以下の2つの方法があります。

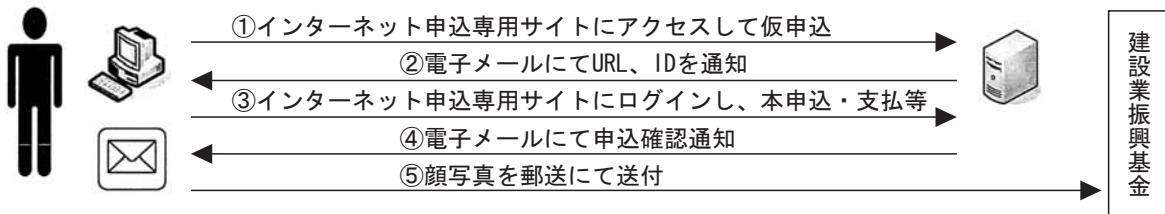
##### Ⓐ インターネットによる申し込み

- ・E-mailアドレスが必要となります。
- ・支払方法は、クレジットカード決済またはコンビニ決済のいずれかです。
- ・写真のみ普通郵便等で郵送（平成18年度以降の試験申込者は写真送付が免除される場合がございます）

##### Ⓑ 「受験申込書」郵送による申し込み

- ・申込書の入手が必要です
- ・支払方法は郵便局での払い込みとなります
- ・受験申込書・写真・郵便振替払込証明書を「配達記録」郵便にて郵送  
(※平成18年度以降の試験申込者は写真送付が免除される場合がございます)

## Ⓐ インターネットによる申し込みの流れ

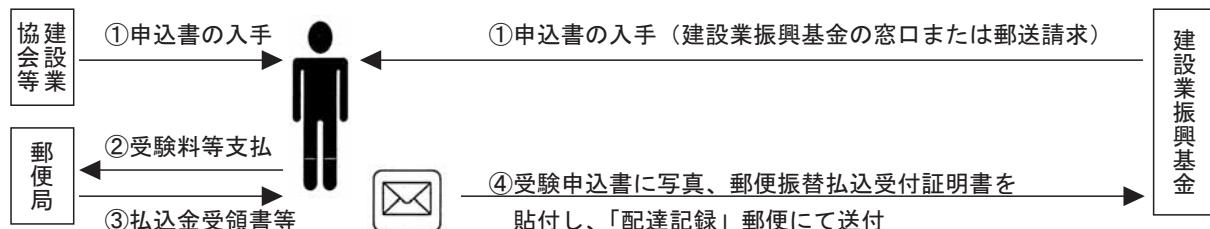


●申込期間【上期試験：5月15日～5月31日／下期試験：11月10日～11月30日】

詳細は右記へ→<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/gyom2/>

又は→宮崎県建設業協会HPへ

## Ⓑ 「受験申込書」郵送による申し込みの流れ



申込書を下記要領で入手いただき、申込期間内に必要事項をご記入の上、振興基金宛てに「配達記録郵便」にてご郵送ください。なお、受験料のお支払いは申込書に添付している払込用紙を用い、郵便局でのお支払いとなります。

●申込期間【上期試験：5月15日～5月31日／下期試験：11月11日～11月30日】

### (1) 窓口での入手

振興基金や宮崎県建設業協会、各地区（市）建設業協会の窓口（カウンター等）で下記の期間（土日・祝日・振替休日をのぞく）、配布しております。

配布箇所によっては、申込期限前に無くなってしまう場合もございますので、お早めにお求めください。

●配布期間【上期試験：4月28日～5月30日／下期試験：10月27日～11月28日】

●申込書代金（300円）は受験料と共に払い込みいただきますので、申込書入手時には不要です。

### (2) 郵送請求

上記窓口での入手が困難な方は、①受験申込書送付依頼書（次ページ）に必要事項をご記入の上、②送料分の切手と共に、振興基金宛てにお送りいただければ、当方より申込書をお送りいたします。

●取扱期間【上期試験：4月28日～5月20日／下期試験：10月27日～11月18日（いずれも基金到着分迄）】

●申込書代金（300円）は当方からお送りする申込書に添付している払込用紙を用い、郵便局で受験料と共に払い込みいただきますので、申込書の郵送請求時には不要です。

#### 【①及び②の送付先】

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12

（財）建設業振興基金

建設業経理検定試験センター試験係

（上期試験：5月20日 当振興基金到着分迄）  
（下期試験：11月18日 当振興基金到着分迄）

※郵送請求の場合、申込書が届くのに1週間程度かかりますので、お早めにご請求ください。

申込書請求部数	送料（切手）
1部	140円分
2部	240円分
3～6部	390円分
7～10部	580円分
11部以上	宅配便の送料 着払いでの送付

## 9. 写真送付の免除

平成18年度以降の建設業経理検定試験に申し込みされた方は、写真の送付を免除いたします。この措置をお受けになりたい方は、申込の際に平成18年度以降の「整理番号」が必要となります。「整理番号」は受験票または合否通知に記載しています。

## 10. 1級科目合格の有効期限 1級科目合格に5年の有効期限

平成17年度までの建設業経理事務士 1級科目合格者	平成18年4月30日を基準日とし、それ以後5年の間に行われる試験で、残りの科目をすべて取得すれば、1級建設業経理士となり、合格証明書が交付されます。
平成18年度以降の建設業経理士 1級科目合格者	科目合格通知書の交付日を基準日として、それ以後5年の間に行われる試験で、残りの科目をすべて取得すれば、1級建設業経理士となり、合格証明書が交付されます。

## 11. 本検定試験に関する問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12

(財)建設業振興基金 建設業経理検定試験センター TEL 03-5473-4581

※以下のサイトで、検定試験、特別研修のご案内をしております。

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/gyom2/> 又は宮崎県建設業協会HPへ

## 12. 参考図書に関する問い合わせ・注文先

振興基金では下記の参考書等を発行しています。

・建設業会計概説（1級：財務諸表・財務分析・原価計算、2級、3級）

・初步の建設業会計（4級）

ご注文はこちらまで。→（株）建設産業振興センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-3-10

TEL 03-5408-1881 FAX 03-5408-1882

----- <切り取り線> -----

この依頼書と送料分の切手を期日までにお送り下さい。

上期試験：5月20日までに当基金必着

下期試験：11月18日までに当基金必着

### —受験申込書送付依頼書—

受験申込書 送付先住所	〒 _____		
※勤務先に送付する場合は、会社名やビル名を必ず記入してください。			
お名前	様		
カナ氏名			
電話番号 (日中ご連絡先)	— —		
申込書請求部数	部	送料(切手)	円分

太枠内を宛先として申込書をお送りします。

内容に不明な点があった場合に、お問い合わせ可能な電話番号をご記入ください。

申込書の請求部数及び送料(切手)をご記入ください。申込書代金は後払い(受験料と共に払い込み)のため不要です。

## 2. 平成20年度3・4級建設業経理事務士特別研修のご案内

建設業経理事務士特別研修3級・4級は、昭和59年より建設業会計に関する知識と処理能力の向上を図り、建設会社の経営基盤強化を目的として、(財)建設業振興基金が行っているものです。この研修は、講習と検定試験とを組み合わせて実施しています。研修最終日に行う検定試験に合格すると、3級または4級建設業経理事務士の資格が得られます。

(平成19年11月時点の資格者数 3級資格者：24.8万人・4級資格者：18.4万人)

特別研修は、初步の簿記の仕組みから、建設業固有の簿記・会計・原価計算を総合的に網羅して理解していただけるように考えております。特に、全く会計に関する知識がない方や、日常の事務処理は行っていても再度基礎から学ぼうとされる方が独学で学習されるより、本研修を受講することで、その効果は極めて大きいものになるはずです。また、新人社員の方はもとより、現場で従事する方、自社の財務諸表を読み解き経営の在り方を再構築しようとしている中小企業経営者の方も、本研修制度を活用することにより、必ずや会社の経営改善が進展する第一歩となるものと考えます。

### 1. 開催日（宮崎）

会場の定員を超えた場合は、下記の開催日に受講出来ない場合がありますので、お早めにお申し込みください。申込人数が極めて少ない都市においては開催しない場合がございますので予めご了承ください。

実施都市	4級（2日間）	3級（3日間）
宮 崎	8月5日（火）～8月6日（水）	9月24日（水）～9月26日（金）

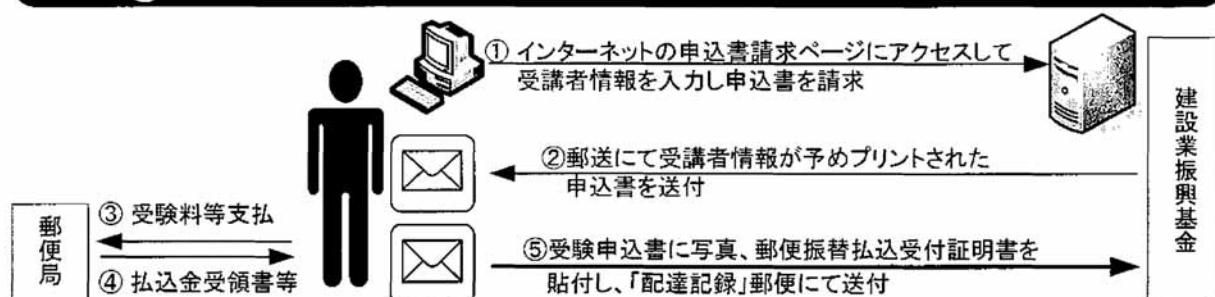
### 2. 申込受付期間

【平成20年5月15日（木）～5月31日（土）】

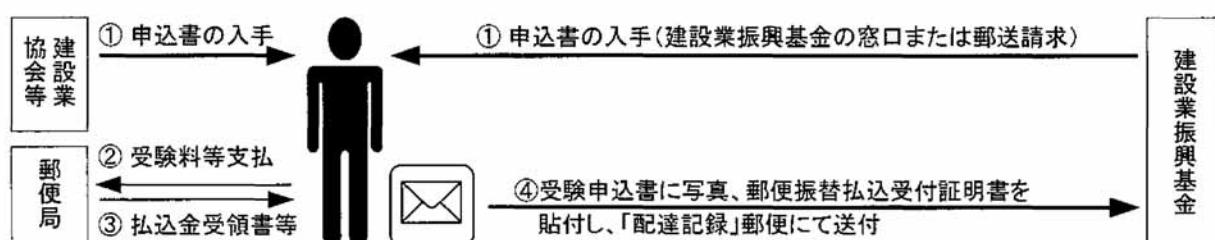
6月1日以降は定員に余裕がある場合に限り、追加で受付を行いますので、当基金までお問合せください。

お申込の流れ

#### A インターネットを利用する場合の申込みの流れ



#### B インターネットを利用しない場合の申込みの流れ



### 3. 申込書の入手方法

4月28日（月）より1部100円（消費税込）で配布致します。

申込書の代金は受講料と共に払込みいただきますので、申込書入手時には不要です。

☆入手方法は、下記(1)または(2)もしくは、宮崎県建設業協会、各地区（市）建設業協会窓口で配付しております。

#### (1) インターネットからの申込書請求方法

<http://www/kensetsu-kikin.or.jp/gym2/>へアクセスして案内に従いご請求ください。

インターネットから請求された場合、送料を無料とさせていただきます。

#### (2) 郵送による申込書請求方法

以下に挙げる①、②を次の宛先へ郵送してください。

(会社などでまとめて必要な場合にご利用ください)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12

(財) 建設業振興基金 建設業経理検定試験センター 特別研修 係

##### ①申込書送付依頼書

依頼書に必要事項を記入してください。

##### ②送料分切手

部数に応じた送料分の切手（送料は右表参照）

※郵送請求は5月20日（火）到着分にて終了とさせていただきます。

郵送請求の場合、申込書がお手元に届くのに1週間程度かかります。

申込書代金（100円）は当方からお送りする申込書に同封の払込用紙を用い、郵便局で受講料と共に払い込みいただきますので、申込書入手時には不要です。

申込書請求部数	送料（切手）
1部	120円
2部	140円
3～4部	200円
5～7部	240円
8部以上	390円

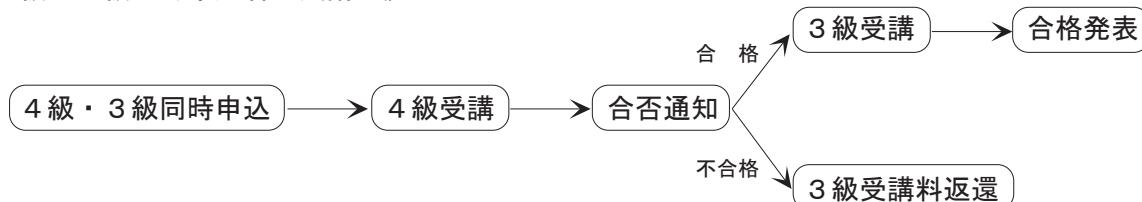
### 4. 受講資格

4級：どなたでもお申込みできます。

3級：建設業経理事務士 4級 有資格者

建設業経理事務士4級をお持ちでない方でも、同一年度で4級・3級の同時申込みが出来ます。

#### 4級・3級同時申込者の受講の流れ



## 5. 研修内容

4級	簿記とは何か、なぜ大切かという段階から、複式簿記の仕組みを理解していただきます。 ＜取引の仕訳＞→＜総勘定元帳への転記＞→＜試算表の作成＞→＜精算表の作成＞→＜決算書の作成＞までの一連の流れを親切で丁寧な講義によりわかりやすく、お教えします。
3級	建設工事の施工工程で発生する取引や、一般的な商取引に係る記帳処理上の問題点を解き明かすとともに、建設業の決算について、実務を踏まえた例題を多数用いて明らかにします。 特に重要である建設業の原価計算の基礎をこの段階で確実に理解していただくよう、親切に根気強く、お教えします。

## 6. 研修時間割

4級（2日間）時間割

第1日	9:30～12:30 講習	12:30～13:30 休憩	13:30～17:00 講習		
第2日	9:30～12:30 講習	12:30～13:30 休憩	13:30～14:50 講習	休憩	15:00～16:30 検定試験

3級（3日間）時間割

第1日	9:30～12:30 講習	12:30～13:30 休憩	13:30～17:00 講習		
第2日	9:30～12:30 講習	12:30～13:30 休憩	13:30～17:00 講習		
第3日	9:30～12:30 講習	12:30～13:30 休憩	13:30～14:20 講習	休憩	14:30～16:30 検定試験

## 7. 受講料（テキスト代、消費税込）

4級 20,600円 3級 30,900円 4級・3級同時申込 51,500円

上記受講料のほか、申込書代金として100円が必要となります。

## 8. 合格発表

検定試験終了後、およそ2週間後に合否通知を本人宛に郵送致します。

4級・3級同時申込者の場合は、4級の合否通知で合格をご確認後、3級を受講していただくことになります。

## 9. 申込書類 申込みに必要な書類

- ① 建設業経理事務士特別研修申込書
  - ② 写真票（④の写真と③の受講料の払込受付証明書を貼付します。）
  - ③ 郵便振替払込受付証明書（②写真票に貼付）
  - ④ 写真1枚（たて4cm、よこ3cm、1枚 白黒・カラー可・②写真票に貼付）
- ※ 上記の①～③はお送りする申込書にセットされています。事前には④写真のみご準備ください。

## 【実施機関・お問い合わせ先】財団法人建設業振興基金

東京都港区虎ノ門4-2-12 TEL 03-5473-4581

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp>

# 平成20年4月から 建設共済が変わりました!

新規は4月1日契約開始日から  
既契約は4月以降の契約更新日から

1. **被災者補償契約**と**諸費用補償契約**に分離し、  
同額の共済金区分で同時加入
2. 共済金区分は従来の1/2  
(両契約とも最高2,000万円から500万円の4区分)
3. 両契約の合計掛金額は従来と同額
4. 共済金支払い

## (1) 被災者補償契約

- ①被災者が自社雇用労働者の場合、共済団は契約金額の全額を契約者へ支払います。  
契約者は受領した共済金の全額を被災者等へ支払っていただきます。
- ②被災者が下請雇用労働者の場合、共済団は契約者と被災者等の合意額を契約共済金の範囲内で契約者へ支払います。  
契約者は受領した共済金の合意額を被災者等へ支払っていただきます。
- 被災者等の受領書等支払いを証する書類の提出が必要です。

## (2) 諸費用補償契約

契約金額の全額\*を支払います。

\*「被災者補償契約」の共済金を被災者等に全く支払わない場合は、「諸費用補償契約」の共済金は支払いません。既に「諸費用補償契約」の共済金を受領している場合は、全額返還していただきます。

法定外労災補償制度  
**建設共済**

## 財団 法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15虎ノ門NSビル

■取扱機関：(社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19

TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

建設共済の他にも、次のような事業を行っています。

### 育英奨学事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。